主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人佐藤元吉の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。(第一審判決が没収を言い渡した本件の物件中、言渡前すでに換価処分のなされていたものについては、没収の言渡は換価金に対して効力を及ぼすものと解すべきであり、また言渡前すでに廃棄処分のなされていたものについては、これに対する没収言渡はその効力を有しないにとどまる。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年九月三〇日

最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官